

大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査対象事業者

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者並びに地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、すべての指定事業所が一の市町村の区域に所在する介護サービス事業者以外の介護サービス事業者

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定等権限を有する市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第4 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、別紙1の手順により実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、別紙2の手順により実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査（概ね6年に1回）

毎年度実施計画を策定し、検査対象事業者を選定するものとする。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1、2により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない。（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）

（３）検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

なお、一般検査を実施する場合は、介護サービス事業者に別添「業務管理体制報告書」の提出を求め、確認を行うものとする。

3 行政上の措置等

（１）検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式４，５により文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

② 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

（２）（１）の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式４に準じ改善報告を求めるものとする。

（３）介護サービス事業者が上記（１）②の命令に違反したときは、別紙様式６により文書で関係市町村長に通知するものとする。

（４）市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式７により求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

4 特別な処置

（１）上記１（１）の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

（２）検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する市町村の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。

附則
この要領は、平成22年2月10日から施行する。

附則
この要領は、平成23年2月24日から施行する。

附則
この要領は、平成26年度通知から適用する。

附則
この要領は、平成30年度通知から適用する。

一般検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度策定。
2 検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象事業者へ検査実施の通知（実施の概ね2ヶ月前）。
3 検査実施 ① 報告等を求める ② 出頭を求め運用状況聴取 ③ 事業者本部等への立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・届出事項の内容について「業務管理体制報告書」等の提出を求め確認するとともに、業務管理体制（全体）整備・運用状況を確認。 ・①で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取。状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。 ・②でも改善が見込まれない場合、高齢者福祉課の協力を得て、監査指導室が立入検査を実施（役職員との面談方式で運用実態を検証）。 ・本部等への立入検査実施後、個別事案の検証が必要と判断した場合は、指定事業所等の指定等権者である市町村と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、運用実態を検証。
4 改善勧告の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
5 改善勧告に係る対応について報告聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）
6 改善命令の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
7 特別な処置	<ul style="list-style-type: none"> ・（命令違反した場合）状況に応じて関係市町村と連携し指定事業所等への立入検査を実施し、実態を検証（3の③の時点で検証している場合には、この限りでない）。
8 指定取消・連座制の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・命令違反した場合は、必要に応じて当該違反の内容を市町村に通知。 あわせて指定事業所等の指定等取消が行われた場合には、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。

特別検査の手順

事 項 (手 順)	内 容
1 報告の徴収等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の指導監督部局より指定事業所等の指定等取消処分相当事案発覚の報告を受け、連携を密にし速やかに対応。
2 立入検査実施通知	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象事業者へ検査実施の通知（文書通知が必須ではない。また、実効性の観点から通知していない場合は、立入時に告知）。
3 立入検査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が業務管理体制のいずれかの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証。 ・指定事業所等の指定等取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証。
4 検査結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・検査報告書を作成し、検査会議により改善勧告の内容等を検討。
5 改善勧告の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・「改善勧告」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
6 改善勧告に係る対応について報告聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・内容の確認（改善措置が不十分な場合は、再検討を要請）。
7 改善命令の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・（勧告に係る措置をとらなかったとき）「改善命令」文書の交付、措置に係る対応について期限を付して報告を求める。
8 連座制の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・命令違反した場合は、必要に応じて当該違反の内容を市町村に通知。 指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への事業者の組織的関与が認められた場合には、関係都道府県・市町村に他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨通知。 なお、組織的関与が認められなかった場合においても情報提供する。

高齢福第 号
令和 年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

大分県知事 ○○ ○○

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

上記のことについて報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定
介護保険法第115条の3第1項
- 2 提出書類
・別添「業務管理体制報告書」及び添付書類

（注）追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 3 書類の提出方法
郵送又は電子メールによる送付（照会先を明記すること）
- 4 提出期限
令和 年 月 日（ ）
- 5 提出場所
- 6 担当者

【別紙様式2】（特別検査実施通知）

令和 第 年 月 日

会社（法人）名
代表者名 殿

大分県知事 ○○ ○○

業務管理体制の整備に関する立入検査の実施について（通知）

貴社に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 立入検査の根拠規定
介護保険法第115条の33第1項
- 2 立入検査の日時及び場所
令和 年 月 日（ ）
会社（法人）本社（部） 内
- 3 検査担当者
- 4 立入検査の内容
 - ① 業務管理体制の運用実態を検証（届出に関する書類等を基に役職員（経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役員）からの状況聴取）
 - ② 指定事業所の不正事案に関すること
- 5 準備する書類
 - ① 届出事項の内容について確認ができる書類
 - ・業務管理体制の全体像
（方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況）
 - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ※
 - ・業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容 ※
（※印は、義務付けされている事業者のみ。）
 - ② 不正事案発生指定事業所に関するもの

（注）準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。

また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【別紙様式3】

令和 第 年 月 日

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

大分県知事 ○○ ○○

業務管理体制の整備に関する立入検査の結果について（通知）

貴法人に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第3項に基づき実施した検査の結果を通知します。

記

1 検査結果

【別紙様式4】（改善勧告）

令和 年 月 日
第 号

会社（法人）名
代表者名 殿

大分県知事 ○○ ○○

業務管理体制の整備について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33第1項の規定に基づき、平成 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の39第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

- 1 事業者名
- 2 勧告理由
- 3 勧告事項
- 4 改善期限 令和 年 月 日（ ）

5 改善報告書の提出

- (1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 提出期限 令和 年 月 日（ ）
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

(別添)

勧告事項改善報告書

令和 年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

法人名 _____
事務所 _____
所在地 _____
代表者名 _____ 印

令和 年 月 日 第 号により勧告のあった事項について、
別紙のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

※ 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

【別紙様式5】（改善命令）

令和 年 月 日
第 号

会社（法人）名
代 表 者 名 殿

大分県知事 ○○ ○○

業務管理体制の整備について（命令）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の34第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 令和 年 月 日（ ）

4 改善報告書の提出

（1） 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

（2） 提出期限 令和 年 月 日（ ）

（3） 改善状況を確認するために、場合によっては、本社（本部）又は事業所等を訪問すること等があります。

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に大分県知事に対し異議申立をすることができます。

(別添)

命令事項改善報告書

令和 年 月 日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

法人名 _____
事務所 _____
所在地 _____
代表者名 _____ 印

令和 年 月 日 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

※ 改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番を号記入すること。

【別紙様式6】（命令違反の通知）

令和 第 号
年 月 日

関係都道府県知事又は
関係市町村長 殿

大分県知事 ○○ ○○

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の34第5項の規定に基づき通知する。

記

- 1 事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 違反の内容
令和 年 月 日付け 第 号による命令の違反
- 3 その他
本件は、法第74条第6項の規定する義務に違反したものと認める。
よって、法第77条第4項に該当する。
※ 適用条項は居宅サービスの例

【別紙様式7】（権限行使の通知）

令和 第 号
年 月 日

関係市町村長 殿

大分県知事 ○○ ○○

権限行使の結果（通知）

標記について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の3第4項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
- 2 検査実施年月日
- 3 検査結果の概要

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与
が認められた場合）

法第70条第2項及び法第70条の2第4項に該当

※適用条項は居宅サービスの例